

[illegible]

至 令和 3 年 6 月 2 4 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第１号（令和 ３年 ６月２１日）

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 38 号 | 令和３年度別海町一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第 8 | 議案第 39 号 | 令和３年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 令和３年度別海町水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 43 号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 44 号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 45 号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 46 号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 47 号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 48 号 | 工事請負契約の締結について（北栄西地区農道改良舗装工事） |
| 日程第 18 | 議案第 49 号 | 工事請負契約の締結について（大成５３線地区農道改良舗装工事） |
| 日程第 19 | 議案第 50 号 | 工事請負契約の締結について（町道上春別原野５４線舗装修繕工事） |
| 日程第 20 | 議案第 51 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第 21 | 議案第 52 号 | 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について |
| 日程第 22 | 報告第 ４号 | 令和２年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

- | | | |
|---------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 2 3 | 報告第 5 号 | 令和 2 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 2 4 | 報告第 6 号 | 令和 2 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 2 5 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について（中春別東町土砂災害警戒区域対策工事） |

○会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 3 8 号 | 令和 3 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 3 9 号 | 令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 4 0 号 | 令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 1 号 | 令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 2 号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 3 号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 4 号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 5 号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 6 号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 7 号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 8 号 | 工事請負契約の締結について（北栄西地区農道改良舗装工事） |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について（大成 5 3 線地区農道改良舗装工事） |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 0 号 | 工事請負契約の締結について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事） |
| 日程第 2 0 | 議案第 5 1 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第 2 1 | 議案第 5 2 号 | 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について |
| 日程第 2 2 | 報告第 4 号 | 令和 2 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

日程第23 報告第 5号 令和2年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第24 報告第 6号 令和2年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第25 報告第 7号 専決処分の報告について（中春別東町土砂災害警戒区域対策工事）

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	登藤和哉	代表監査委員	杉本義久
監査委員	竹中仁	選挙管理委員長	永田雅夫
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	伊藤一成	教育部長	山田一志
病院事務長	三戸俊人	会計管理者	中村公一
農業委員会事務局長	内山宏	選挙管理委員会書記長	入倉伸顕
総務部次長	入倉伸顕	産業振興部次長	佐々木栄典
教育部次長	石川誠	総務課長	入倉伸顕
総合政策課長	寺尾真太郎	財政課長	角川具哉
ふるさと応援・情報推進室長	松本博史	税務課長	伊藤輝幸
防災交通課長	麻郷地聡	西春別支所長他	田村康行
尾岱沼支所長他	福原義人	福祉課長	干場みゆき
介護支援課長	高橋勇樹	保健課長兼母子センター長	干場富夫
老人保健施設事務長	竹中利哉	農政課長	小野武史
水産みどり課長	佐々木栄典	商工観光課長	田畑直樹
管理課長	松田勝広	建築住宅課長	川畑智明
事業課長	外石昭博	上下水道課長	谷村将志
上下水道課技術長	袴田充輝	病院事務課長	小川信明
監査委員事務局長	千葉宏	指導参事	吉光寺勝己
学務課長他	宮本栄一	学校教育課長	池田卓也
生涯学習課長他	石川誠	中央公民館長	新堀光行

図 書 館 長 他 堺 啓

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人

2 番 横 田 保 江

3 番 田 村 秀 男

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。

ただいまから令和３年第２回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

１ 番宮越議員。

○１ 番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） ２ 番横田議員。

○２ 番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） ３ 番田村議員。

○３ 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、３ 名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

６月１０日及び６月１６日に開催いたしました議会運営委員会で、第２回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第２回定例会に町側から提出されております案件は、全部で１９件であります。

内容は、令和３年度各会計補正予算４件、条例の一部改正が６件、工事請負契約の締結が３件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が１件、公共下水道終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結が１件、令和２年度繰越明許費等の繰越計算書の報告が３件、専決処分の報告が１件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の４件を除いては、委員会への付託は省略し本

会議において、質疑、討論、採決すべきものとし、令和3年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

各会計の繰越明許費等繰越計算書及び専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第2回定例会の会期は、6月21日から6月24日までの4日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目には、一般質問を行い、3日目は休会とし、令和3年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、その後、各常任委員会を行います。

4日目最終日は、付託案件の結果報告と町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件の内容説明、質疑、討論、採決等を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、中村議員、木嶋議員、宮越議員の5名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されておりますのは、議員提出案件は3件であります。

内容は、「別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を私小林が提出し、「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を戸田議員が、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を木嶋議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にわかりやすくするために導入したものであります。

町長を初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和3年第1回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、全員の御出席をいただきまして、まことに感謝を申し上げます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、職員の酒気帯び運転に関する懲戒処分についてです。

本年2月に、本町職員による酒気帯び運転が判明いたしまして、本人は4月21日に免許取消の行政処分を受けております。

町では、この処分を受けて内部の規定に従い、当該職員の処分について職員懲罰審査委員会に諮問しまして、答申を受け、5月19日付けで停職3カ月の懲戒処分を行いました。また、あわせて、規定に基づく公表並びに幹部職員に対する緊急訓示を行ったところでございます。

日頃から、交通法規違反、交通事故防止に向けては、町を挙げてさまざまな取り組みを行っているところでありまして、このため、このような不祥事が発生したことは、町民の気持ちを大きく裏切る行為であり、皆様方には心より深くおわび申し上げます。

懲戒処分に係る報告は、以上です。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

北海道に発令されておりました緊急事態宣言は、6月20日に解除され、新たに7月11日を期限とするまん延防止等重点措置に移行いたしました。

札幌市を除く道内の市町村は、いずれも重点措置以外の区域の市町村となりますことから、緊急事態宣言期間中利用を制限してきました、町内の各公共施設・教育施設は、一部の施設を除き今週から再開いたしまして、制限なく施設を利用していただくこととなりました。

町では、これまで感染拡大防止の啓発や施設の休止等について、ホームページやチラシ等で周知をしてきたところでございますけれども、町民・町内事業者の皆様には、外出の自粛やイベント等の中止、営業の時短要請など感染拡大防止のための取り組みに御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、ゴールデンウィーク以降、根室管内でも感染が急激な広がりを見せ、本町町民の感染者情報も北海道から複数回にわたり公表されたところです。

また、管内の感染患者受入医療機関の病床もひっ迫しまして、町立別海病院におきましても中標津保健所の要請により、5月14日から軽症患者を受け入れていることは、既にお伝えしております。

このような状況下におきまして、どのように日常生活や経済活動を取り戻していくか

が、本町においても大きな課題となるところでございまして、引き続き、安心ある社会経済活動に資する取り組みをしっかりと推進してまいりたいと考えています。

この間、町では商工会と共同しまして、5月における町内事業者の影響調査を実施しておりまして、集約化をしているところでございます。

今後の支援の方策や地域活性化事業の指標とすることなどに、この数字を役立てていければと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてでございます。

本町のコロナワクチン接種の状況につきましては、5月8日から高齢者施設の入居者及び従事者を対象に開始しまして、6月5日からは一般高齢者に対しまして、町立別海病院を会場に、水曜日を除く平日1日あたり42人、土曜・日曜はおのおの360人の接種を行っております。

現状、接種会場では特に混乱もなく、スムーズに接種を行うことができていることから、6月12日からは土曜日・日曜日の接種枠を拡大し、対応しているところでございます。

一般高齢者へのワクチン接種については、7月末の終了を予定しており、64歳以下の方へは7月下旬をめどに、一般高齢者の2回目の接種と並行して行っていくことを予定しております。

また、クラスター防止の観点から、認定こども園を初め児童福祉施設等の従事者及び障害者支援施設等の入所者、これらの方の接種を並行して実施してまいります。今後は、小学校、中学校及び高校の教職員等を対象に接種を計画しているところでございます。

ワクチン接種は強制ではありませんけれども、現時点では、ワクチン接種がコロナの発症や重症化を抑える唯一とも言える有効な手段でありますので、町民の皆さんには、安全に接種が進むよう今後も努めてまいります。

ここから、産業の動向について報告をさせていただきます。

初めに、非常にうれしいニュースから報告させていただきます。

6月15日に農林水産省から令和元年市町村別農業産出額、これは推計ですが、これが公表されまして、本町の農業産出額は、前年比1.2%増の668億2,000万円、これになりまして、これは全国の生産順位で4位から3位と一つ上げました。

1位には愛知県の田原市、2位は……。1位は宮崎県の都城でした。2位が田原市、3位がうちで、4番目は茨城の鉾田市ですね。鉾田市を抜くことができたという状況でございます。

何かと暗い話題が多い中で、このような明るいニュースが町民や町内生産者の方々の励みとなってくればと期待をしているところでございます。

それでは、情勢報告に移ります。

酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、生産量は本年1月から4月末までで16万6,000トン、対前年比100%、生産額は173億円になりまして、これは対前年比99%となっております。

額の方ではちょっと落ちているということでございます。

乳量は昨年と同水準で推移していることから、生産基盤の拡大については、一定程度落ち着いてきているというふうに考えております。

額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります受取乳代の調整があったことから、数量は同じでも受け取る額が若干減っているという状況でございます。

続いて、作況についてでございますけれども、春先から比較的落ち着いた天候が続いていることから、1番草の生育状況は、平年より3日早く推移しており、デントコーンについては、4日早く播種を終了しています。

既に牧草収穫作業を開始されている農家もありますが、今年も良質な粗飼料が確保されることを期待しているところです。

ただ一部では、栄養分が足りないんじゃないかというお話も聞こえておりますので、ちょっと心配しているところもあります。

次に、水産業の状況でございます。

春のホタテ漁については、5月31日で操業を終えています。

昨年、新型コロナウイルス感染症によりまして、海外輸出や内販向け生鮮出荷が停滞した影響を受けまして、大きく低迷していた漁は、中国や台湾などへの活貝の輸出が好調に推移してきたため、水揚げ数量は2万685トン、対前年比で137%、金額では53億6,800万円、これは対前年比で165%と昨年よりも大きく上回り、例年の水揚げ額に戻りつつあります。

このほか、ホタテを除きます全魚種の比較では、数量は3,078トン、これは対前年比90%、金額では4億1,300万円、対前年比113%となっています。

また、野付湾の風物詩でもございますホッカイシマエビ漁につきましては、6月1日から3日にかけて行われた資源量の調査によりますと、昨年同期と比べまして、資源量は回復傾向にあるとの報告を受けております。

なお、漁期及び漁獲量については、今週中にも決定される予定となっております。

続いて、エゾシカ被害対策の銃器による春駆除の状況ですけれども、5月6日から27日までのうち19日間実施いたしまして、1,300頭の計画に対しまして全頭を駆除して終了しております。

今後は、9月から予定しております秋駆除、そして11月からは野付半島及び走古丹地区で囲いわなによる捕獲を実施することで、農林業被害や住民生活の環境改善に向けて、個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業と観光についてでございます。

令和2年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建築業者の受注機会の確保を目的といたしました地域貢献中小企業支援事業、これには36件、開業及び経営拡大支援等を目的としました起業家支援事業、これには8件、商店街活性化を目的としましたにぎわい商店街創造事業、これはコロナ禍における拡充を図り、例年を大きく上回る17件の補助を実施いたしました。

観光客の入込状況ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、イベントの中止をはじめ、非常事態宣言や外出自粛要請による大型バスでのツアーが大幅に減少したことにより、対前年比51%の約16万人となります。

令和元年度の半数にとどまっております。

本年度においても、いまだ終息の兆しが見えない状況下にあつて、これから最盛期を迎える観光への影響が非常に懸念されているところでございます。

建設工事等の発注状況については、6月3日現在で工事及び業務委託をあわせまして、45件、約5億7,300万円と、今年度計画の35%を発注しておりまして、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

今後においても、適期の発注を心がけ、事務を進めてまいります。

次に、光ファイバ整備事業の進捗状況についてでございます。

工事受注先のNTT東日本から、現在、尾岱沼、床丹、本別海、中春別など、主に町内の東側のエリアから光ファイバーケーブルを敷設する上で支障となります樹木の伐採作業を進めており、7月1日からは、光ファイバーケーブルの共架作業を予定しているとの報告を受けております。

今後も、整備の進捗状況やサービス開始に関する情報については、随時、広報べつかいやホームページなどでお知らせすることといたします。

次に、コロナ禍の影響による本年度の町のイベントについてです。

4月の東京・別海ふるさと会、それから5月から6月にかけての尾岱沼潮干狩りフェスティバル、そして5月下旬の別海町植樹祭、これらはいずれも感染症の拡大防止を考慮し、中止としています。

また、本町を代表するイベントでございます、6月下旬の尾岱沼えびまつり、また、9月中旬の別海町産業祭、10月上旬のパイロットマラソン、そして10月中旬の西別川あきあじまつりについても、それぞれの実行委員会での協議によりまして、判断のもと、苦渋の決断であります、中止としております。

なお、10月に予定している菊と緑の会inべつかいは、1カ月開催時期を先延ばして、11月開催を予定しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症が終息し、活気あふれるイベントが再び開催できる状態に戻ることを切に願うところでございます。

最後に、防衛省が訓練計画を公表いたしました、矢臼別演習場で行われる日米共同訓練及び、北海道訓練センターによります第2回実動対抗演習についてでございます。

まず、日米共同訓練の訓練概要でございますけれども、期間は6月28日から7月4日の間で、このうち射撃期間は7月2日から5日間、参加規模は陸上自衛隊約200名と米陸軍約40名となっており、陸上自衛隊の多連装ロケットシステムと、米陸軍の高機動ロケット砲システムによる共同火力戦闘訓練が予定されております。

次に、北海道訓練センターによります第2回実動対抗演習でございますけれども、訓練期間は部隊の移動や準備等の期間を含み、6月14日から7月27日の間で、参加規模は第2師団、第3師団による人員約2,000人、装備は74式戦車、90式戦車、155ミリ榴弾砲などで、ヘリコプターの使用も予定されております。

これら訓練の概要については、議員の皆様にも既にお知らせさせていただいておりますけれども、関係機関や周辺住民への周知も6月14日に行い、あわせて、町ホームページ等においても公表しているところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程されました際に詳細を説明いたしますの

で、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が15件、報告が4件です。

議案第38号は、令和3年度一般会計補正予算です。

主な内容ですが、道路事業関連の社会資本整備交付金の減額内示に伴う事業費調整の一方で、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額交付見込みによる、道路の改良舗装やじん芥収集車購入、また、地方創生臨時交付金を充当して実施を予定する生涯学習センターの施設予約システム整備、商工会等が行うイベント研修への支援、また、ふるさと応援寄附金の増額見込みとそれに伴う返戻品の使用などのふるさと応援制度推進事業費や、ふるさと交流館ボイラー等の設備改修費の計上により、3億2,220万円を増額補正するものであります。

次に、議案第39号は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算ですが、当初予算編成時では、国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等が未確定な部分があることから、補正を前提としていたものであります。

主な内容は、所得の確定や低所得者軽減制度の改正により、一般会計繰入金が減額となる一方で、国民健康保険税で増額になることから、40万円を増額補正するものです。

議案第40号令和3年度介護保険特別会計補正予算は、過年度の道負担金の精算返還経費を計上し、110万円を増額補正するものです。

次に、議案第41号令和3年度水道事業会計補正予算は、水道施設改修に向けた基本計画作成業務委託費の計上や職員の会計間交流に伴う給与費の増額等により、収益的支出で1,095万9,000円を増額補正するものです。

次に、議案第42号別海町町税条例等の一部を改正については、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、軽自動車税環境性能割の税率の軽減、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定所得の適用期限の延長について定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第43号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の一部改正により、個人所得課税の見直しとして軽減所得基準の見直しによる保険税の減額について定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第44号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、用語整理の改正を行うものです。

議案第45号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、用語整理の改正を行うものです。

議案第46号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正は、子ども子育て支援法施行令において、小規模住居型児童養育事業、いわゆるファミリーホームの養育者について、利用者負担を求めないこととする改正がされたことにより、所要の改正を行うものです。

次に、議案第47号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、1日当たりの食費の基準費用額が引き上げられたこと、負担軽減対象となる利用者の年金等の収入要件と預貯金等の資産要件が細分化されたこと、及び職種の負担限度額が引き上げられたことにより、

所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号から議案第50号までの工事請負契約の締結については、6月3日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第51号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本議案は、奥行辺地において公共的施設を整備する必要があることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の整備計画を新たに策定しようとするものです。

議案第52号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結については、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

次に、報告第4号の令和2年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号令和2年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、及び報告第6号令和2年度別海町水道事業会計予算繰越計算書についての3件は、いずれも令和3年度に繰り越した事業について、繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

以上で……失礼しました。

最後に、報告第7号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

提出されております日程第11 議案第42号から日程第21 議案第52号までの11件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第52号までの11件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第38号から日程第10 議案第41号まで

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第38号令和3年度別海町一般会計補正予算（第1号）、日程第8 議案第39号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予（第1号）、日程第9 議案第40号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第41号令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この4件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第38号令和3年度別海町一般会計補正予算（第1号）の説明を

求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第38号の内容説明させていただきます。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億3,820万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、1項と2項で7,572万7,000円の増。

16款道支出金、1項と2項で3,428万4,000円の増。

18款寄附金、1項で1億5,000万円の増。

19款繰入金、1項で1,960万円の増。

21款諸収入、4項と5項で368万9,000千円の増。

22款町債、1項で3,890万円の増。

歳入合計で3億2,220万円の追加です。

次に、3ページをお開きください。

歳出です。

2款総務費、1項と2項で2億8,364万1,000円の増。

3款民生費、1項と2項で2,913万6,000円の増。

4款衛生費、1項で132万円の増。

6款農林水産業費、3項で2,600万円の増。

7款商工費、1項で5,739万5,000円の増。

8款土木費、2項で8,256万8,000円の減。

10款教育費、2項と3項及び6項で727万6,000円の増。

歳出合計で3億2,220万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ193億3,820万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正で、3件を設定するものです。

まず1件目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリ

ング業務で、期間は令和4年度、限度額は5,746万6000円。

2件目、防衛施設周辺道路整備事業における根室中部3号主要幹線改良舗装工事で、期間は令和4年度、限度額は8,771万円。

3件目も同じく防衛施設周辺道路整備事業、中西別上風連線改良舗装工事で、期間は令和4年度、限度額は2億2,720万7,000円とするものです。

次に、第3表、地方債補正で、今回は2件の追加と6件の変更です。

初めに追加ですが、1件目、ふるさと交流館整備事業は、ふるさと交流館のボイラー等設備改修工事に係る借り入れで、限度額は4,880万円。

2件目、小学校校舎等改修事業は、野付小学校の地下重油タンクの内面補強工事に係る借り入れで、350万円。

以上2件で、それぞれ起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は3%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

5ページにお進みください。

続いて変更です。

1件目、コミュニティFM放送通信施設整備事業は、委託内容の精査の結果、調査項目の追加が必要となったことなどにより、事業費が増額となることによる限度額の増額。

2件目、私立認定こども園整備事業は、補助基準額の算定に係る定員数に変更が生じたことにより、事業費が増額となることによる限度額の増額。

3件目の防雪対策事業、4件目の橋梁長寿命化補修事業の2件は、国からの社会資本整備総合交付金が減額内示になったものの、その不足分について地方債の借り入れで対応したいとする限度額の増額。

5件目の本別誘導線拡幅事業は、国からの社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、事業量を変更し、限度額を減額。

6件目の根室中部15号幹線拡幅事業は、事業費精査に伴い、事業費が増額となることにより、限度額を増額するものです。

事業ごとの変更額につきましては説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法は、全事業ともに変更はありません。

一番下段、追加と変更の合計になりますが、補正前の限度額16億2,120万円に3,890万円を追加し、補正後の限度額を16億6,010万円とするものです。

次の、7ページから23ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、すべて省略をさせていただきます。

以上で、議案第38号一般会計補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第39号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第39号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きくださ

い。

令和３年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億９,０４０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

１款国民健康保険税、１項で１,６２９万７,０００円の増。

４款繰入金、１項と２項で１,５８９万７,０００円の減。

歳入合計で４０万円の増額です。

次に、歳出です。

１款総務費、２項で２９万２,０００円の減。

７款諸支出金、１項で６９万２,０００円の増。

歳出合計で４０万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ２４億９,０４０万円とするものです。

３ページから７ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第３９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第４０号令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

議案第４０号の内容説明をいたします。

別冊の令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算書１ページをお開きください。

令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億８,４６０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で説明します。

まず、歳入です。

7 款繰入金、1 項で 1 1 0 万円の増。

歳入合計で 1 1 0 万円の増額です。

次に、歳出です。

5 款諸支出金、1 項で 1 1 0 万円の増。

歳出合計で 1 1 0 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 8, 4 6 0 万円とするものです。

3 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上、議案第 4 0 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 4 1 号令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第 4 1 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、総則。

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出です。

1 款、水道事業費用、1 項と 2 項で 1, 0 9 5 万 9, 0 0 0 円を増額し、8 億 6, 8 5 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費、4 5 9 万 6, 0 0 0 円を増額し、5, 8 4 9 万 4, 0 0 0 円とするものです。

2 ページから 4 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

5 ページをお開きください。

令和 3 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

1 4 1 万 4, 0 0 0 円の減額となり、最下段の資金期末残高、2 8 億 7, 2 7 8 万 4, 0 0 0 円となる予定です。

次に、6 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明いたします。

職員数及び給与費の報酬に増減はございません。

給料、209万6,000円の増。

手当、129万1,000円の増。

給与費計で338万7,000円の増。

法定福利費、120万9,000円の増。

合計で459万6,000円の増となります。

以下、手当の内訳から10ページまでの説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、11ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

1億6,088万3,000円となる予定です。

次の12ページ、令和3年度別海町水道事業予定貸借対照表と、13ページの注記表の説明は省略いたします。

以上で、議案第41号別海町水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第38号から議案第41号までの令和3年度別海町各会計補正予算の4件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和3年度別海町各会計補正予算の4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第41号までの4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第42号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

本案は、令和3年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく改正となります。

令和3年度地方税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとされ、あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価がえへの対応や、住宅ローン控除の特例の延長等を行う措置が講じられたところで、これらに基づき、それぞれ関連する項目について、所要の改正を行うものです。

議案書では、5ページから13ページまでとなります。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。議案資料の1ページをお開き願います。

1ページから28ページ上段までが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

28ページ中段から31ページまでは附則となります。

次に、32ページをお開き願います。

改正内容について、改正条例制定説明資料により御説明いたします。

今回の改正の大きな柱といたしましては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減を9ヵ月延長、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得の適用期限を令和17年度まで延長するほか、固定資産税において、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる等、所要の改正を行うものです。

なお、本改正条例におきましては、2条立てとして、第1条において、改正の基本となります条項等の改正を規定し、第2条においては、令和2年の改正条例により規定した法人の町民税に関する適用条文の整理による項ずれを反映するものです。

それでは、主な改正内容に沿って御説明いたします。

1の第1条関係の改正内容です。

表は左から、番号、改正項目、改正条項、改正内容、施行年月日、適用法令となっています。

1番目は、個人の町民税の非課税の範囲について規定する、条例第24条第2項の改正です。扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外するものです。

一つ目は、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。

二つ目は、障がい者。

三つ目は、その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払い

を３８万円以上受けている者。

なお、１番目の改正規定は、令和６年１月１日から施行するものです。

２番目は、寄附金税額控除について規定する、条例第３３条の７第１項の改正です。特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直し、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するものです。

なお、２番目の改正規定は、令和４年１月１日から施行するものです。

３番目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について規定する、条例第３６条の３の２第４項の改正です。給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

なお、３番目の改正規定は、令和３年４月１日から施行するものです。

４番目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する、条例第３６条の３の３第１項の改正です。非課税所得限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う文言の整理です。

なお、４番目の改正規定は、令和６年１月１日から施行するものです。

３３ページにわたる５番目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する、条例第３６条の３の３第４項の改正です。公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

３３ページをお開き願います。

６番目は、特別徴収税額について規定する、条例第５４条の８第１項の改正です。退職所得申告書の定義に係る規定の整備です。

７番目は、退職所得申告書について規定する、条例第５４条の９第３項及び第４項の改正です。退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

８番目は、環境性能割の税率について規定する、条例第８２条の４の改正です。読みかえ規定を対象に追加するものです。

なお、５番目から８番目の改正規定は、いずれも令和３年４月１日から施行するものです。

９番目は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について規定する、条例附則第５条第１項の改正です。１番目で御説明いたしました、扶養控除における国外居住親族の取り扱いについて、個人住民税所得割の非課税限度額の算定においても同様の取り扱いとするものです。

なお、９番目の改正規定は、令和６年１月１日から施行するものです。

１０番目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定する、条例附則第６条の改正です。

①として、本特例の対象となる医薬品の範囲から療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外し、②として、医療用医薬品から医師の処方箋がなくとも購入できる医薬品に転換された、いわゆるスイッチＯＴＣ医薬品と同種の効能、または効果を有する要指導医薬品、またはスイッチＯＴＣ医薬品を除く一般用医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを加えて、その適用期限を令和４年度から令和９年度に５年延長するものです。

なお、１０番目の改正規定は、令和４年１月１日から施行するものです。

３４ページにわたる１１番目は、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合いわゆる「わがまち特例」について規定する、条例附則第１０条の２の改正です。改正前の

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設、及び生産性向上特別措置法に規定する先端設備等の特例措置の廃止等のほか、新たに改正後の特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置の追加に伴う引用条項の整理と適用条項の追加です。

なお、11番目のうち、第14項の改正規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から、第16項の改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正規定は、令和3年4月1日から施行するものです。

12番目の土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について規定する、条例附則第11条、及び35ページを開きいただき、13番目の令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例について規定する、条例附則第11条の2の改正につきましては、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う、対象年度の整理です。

14番目の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する、条例附則第12条、及び15番目の農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する、条例附則第13条の改正につきましては、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う対象年度の整理と、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものです。

16番目は、特別土地保有税の課税の特例について規定する、条例附則第15条の改正です。土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う、対象年度の整理です。

17番目は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定する、条例附則第15条の2の改正です。新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

36ページにお進みます。

18番目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定する、条例附則第15条の2の2の改正です。読みかえ規定を対象に追加するものです。

19番目は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定する、条例附則第16条の改正です。軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を令和3年度から令和5年度に2年間延長することと、項ずれを反映するものです。

20番目は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定する、条例附則第16条の2第1項の改正です。項ずれを反映するものです。

21番目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定する、条例附則第24条第2項の改正です。所得税において、控除期間13年間の特例について、一定の期間に契約した場合、現行、令和2年末までの入居者を対象とする要件を令和4年末まで延長するなどの措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者

についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じるものです。

なお、12番目から21番目の改正規定は、令和3年4月1日から施行するものです。

次に、2の第2条関係です。

令和2年改正条例の改正です。

37ページにわたる、本改正規定は、法律改正による条例の項ずれに伴う措置です。なお、本改正規定は、令和3年4月1日から施行するものです。

28ページにお戻り願います。

中段の附則です。

附則第1条は、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。

なお、ただし書き規定として、前段の説明において各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容について、第1号から第4号までに規定するものです。

29ページにわたる、附則第2条は、町民税に関する経過措置です。

第1項は、寄附金税額控除に関する経過措置であり、改正後の別海町町税条例第33条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の別海町町税条例第33条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例によるものです。

第2項及び第3項は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書についての経過措置です。新条例の施行日以後に行う電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例によるものです。

第4項は、前条第2号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

31ページにわたる、附則第3条は、固定資産税に関する経過措置です。

別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第2項から第4項は、新条例において「わがまち特例」から除外・廃止となった施設、設備に対する経過措置について規定するものです。

第5項は、新条例附則第10条の2第16項の適用時期について規定するものです。

31ページをお開き願います。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置です。

第1項は、新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車については、なお従前の例によるものです。

第2項は、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについては、なお従前の例によるものです。

以上、議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 4 3 号

○議長(西原 浩君) 日程第 1 2 議案第 4 3 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長(伊藤輝幸君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 税務課長。

○税務課長(伊藤輝幸君) はい。

議案第 4 3 号海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明をいたします。

本案は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うものです。

議案書では、14 ページと 15 ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料によりご説明いたします。

議案資料の 38 ページをお開き願います。

38 ページから 41 ページが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

それでは 42 ページにお進みください。

改正要旨を改正条例制定説明資料により、御説明いたします。

資料は左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっています。

区分 1、改正項目、保険税の減額についての改正です。

本案は、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴って、改正を行おうとするものです。

改正条項は、条例第 21 条第 1 号、第 2 号、第 3 号となります。

改正内容について、御説明いたします。

国民健康保険税は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の応益割額と所得割額及び資産割額の応能割額の合計額によって賦課されます。

税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割に係る保険税の 7 割・5 割・2 割軽減を行っていますが、平成 30 年度の税制改正において、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされました。

この見直しに伴い、国民健康保険税では、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振りかえを行うことにより、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合があります。

このことから、意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定基準の見直しを行うものです。

具体的には、網掛け部分のとおり、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるとするものです。

次に、区分2、改正項目公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例についての改正です。

改正条項は、附則第2項となります。

改正内容については、軽減判定所得基準の見直しにあわせ、公的年金等控除の読みかえ規定の整備を行うものです。

続いて、本資料の41ページにお戻りください。

中段をごらん願います。

附則です。

施行期日につきましては、「この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。」とするものです。

適用区分につきましては、「この条例による改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第44号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第44号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第44号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書は16ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、国における家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所を新規に開設するための用地の確保が困難な地域である国家戦略特別区域に認定されている地域で、ゼロ歳から2歳までの保育を提供する小規模保育事業所を、3歳以上児童の受け入れ施設である特定教育・保育施設の連携協力事業所に適用するとされたことに伴う改正のほか、所要の用語整理をしようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の43ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。表の右側が改正前、左側が改正後、下線

部分が改正箇所となります。

第6条は、市町村が条例を定めるに当たって国の基準に従うべき基準とされているため、国の基準に準じた改正が必要となりますが、本町においては国家戦略特別区域に該当されていないことから、連携施設に関する内容改正は不要であり、関連する所要の用語整理となります。

第6条第1項中の中ほどの「第3号」を「以下この条」に改めるのは、3歳以上の児童に対して必要な教育の定義範囲が第3号のみならず、第6条すべてに対応することから改正するものです。

また、資料の44ページをお開きいただき、上段、同項第3号中の「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える改正は、利用乳幼児の定義範囲が第3号と第4項第1号に及ぶことから追加の改正を行うものです。

資料45ページになります。

同条第5項の改正は、所要の文言改正を行うものです。

なお、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第44号の内容説明をおわります。

○議長（西原 浩君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第45号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第45号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第45号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書17ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、保育所を新規に開設するための用地の確保が困難な地域である国家戦略特別区域に認定されている地域で、ゼロ歳から2歳までの保育を提供する小規模保育事業所を、3歳以上児童の受け入れ施設である特定教育・保育施設の連携協力事業所に適用するとされたことに伴う改正のほか、所要の用語整理をしようとするものです。

改正文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の46ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部

分が改正箇所となります。

第42条、特定教育・保育施設等との連携は、市町村が条例を定めるに当たって国の基準に従うべき基準とされているため、国の基準に準じた改正が必要となりますが、本町においては国家戦略特別区域に該当していないことから、連携施設に関する内容改正は不要であり、関連する所要の用語整理となります。

第42条第4項第1号中の改正は、児童福祉法第24条第3項では、保育施設の利用調整を行う要件について明記されており、この利用調整を行う場合の要件を緩和する内容として、同法第73条第1項で読みかえ規定が設けられていることから、読みかえて適用する場合を含むとする追加を行うものです。

また、下段の同条第5項の改正は、所要の文言改正を行うものです。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第45号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第46号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第46号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第46号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書18ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、国における低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図ることを目的とした子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、小規模住居型児童養育事業者養育者及び里親に対して利用者負担を求めないこととされたことに伴い、改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の48ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

別表第1中の「生活保護世帯」の定義対象が複数となることから「生活保護世帯等」と改め、対象内容に、保護者のいない児童や保護者に看護させることが不相当であると認められる児童を養育する事業の「小規模住居型児童養育事業」を行う者又は児童福祉法に定める里親となる者を対象に追加しようとするものです。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第４６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第４７号

○議長（西原 浩君） 日程第１６ 議案第４７号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第４７号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書１９ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、国の「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等」の一部改正により、介護保険法に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する費用の額が引き上げられることになったこと、「介護保険法施行規則」の一部改正により、軽減が適用される利用者の収入等の要件と、預貯金等の資産要件が改正となったこと、及び「介護保険法に規定する食費の負担限度額」の一部改正により、軽減が適用される利用者の食費の負担限度額が改正になったことから老人保健施設すこやか１日の食費及び食費の負担限度額等を改正するものです。また、介護保険法の改正に伴い、条例で定める使用料及び手数料徴収の対象となる事業名及び引用条項が変更となりましたので、これを改正するものです。

議案本文の朗読については省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料５０ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右の欄が改正前、左の欄が改正後の条例です。

最初に、条例本文の改正です。

第２条第１号から第６号までの改正は、介護保険法の改正に伴い、引用条項についてそれぞれ改正後の欄のとおり改めるものです。

また、第２条第２号に規定する、「介護予防通所介護事業」から、「介護予防・日常生活支援総合事業」に改めるものです。

これとあわせて、資料５４ページの別表１中、３の項も「介護予防通所介護事業」から「介護予防・日常生活支援総合事業」に改めます。

次に、別表１の改正です。

別表１につきましては、改正前のものを５２ページから５３ページ、改正後のものを５４ページから５５の２ページに示しておりますが、改正内容につきましては、条例の一

部を改正する条例の制定説明資料で説明します。

議案資料５５の３ページをお開きください。

最初に、国が定める基準費用額の改正に伴い、１日の食費を「１,３９２円」から５３円引き上げ、１日「１,４４５円」とするものです。

１日５３円の引き上げとなることから、５３円を朝食、昼食、夕食の３食に案分し、朝食の額を「４１８円」から１７円増の「４３５円」に、昼食及び夕食の額をそれぞれ「４８７円」から１８円増の「５０５円」に改めるものです。

これとあわせ、５４ページの別表１中、３の項及び４の項の「通所リハビリテーション等の昼食の額」を同様に改めます。

次に、表の対象者の欄、軽減が適用される利用者の区分について、現行の利用者負担第３段階として１区分であったものを、課税年金収入額と合計所得の金額の合計が「８０万円を超え１２０万円以下の方」と、「合計が１２０万円を超える方」の２段階の区分とし、それぞれ利用者負担第３段階①、利用者負担第３段階②とするものです。

次に、預貯金等の資産要件の欄、現行では軽減対象となる方は、すべて同じ要件の、「夫婦の預貯金等の資産の合計が２,０００万円以下、単身の場合は１,０００万円以下」であったものを、利用者負担第２段階では、「夫婦の預貯金等の資産の合計が１,６５０万円以下、単身の場合は６５０万円以下」に、利用者負担第３段階①では、「１,５５０万円以下」「と５５０万円以下」に、利用者負担第３段階②では、「１,５００万円以下」と「５００万円以下」とし、対象者の所得段階に応じて設定するものです。

最後に、軽減後の食費につきましては、表右側の 軽減後食費の欄、入所の利用者負担第３段階②については表の下段「６５０円」から「１,３６０円」に、短期入所の利用者負担第２段階は表の中ほど「３９０円」から「６００円」に、利用者負担第３段階①は「６５０円」から「１,０００円」に、利用者負担第３段階②は、「６５０円」から「１,３００円」に改めるものです。

附則として、「この条例は、令和３年８月１日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第４７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、午後１時まで休憩します。

午前１１時５５分 休憩

午後 ０時５８分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第１７ 議案第４８号

○議長（西原 浩君） 日程第１７ 議案第４８号工事請負契約の締結について、北栄西地区農道改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第４８号の内容説明をいたします。

議案の２１ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

１、契約の目的、北栄西地区農道改良舗装工事。

２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

３、契約金額、７，７３３万円。うち消費税及び地方消費税額７０３万円。

４、契約の相手方、別海・角川経常共同企業体、経常企業体構成員、代表者、野付郡別海町中春別東町３０番地、株式会社別海、代表取締役篠田巖。野付郡別海町西春別駅前錦町２９９番地１、角川建設株式会社、代表取締役角川義捷。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、４月１３日から５月７日までの休日を除く１５日間、応募者数は４者で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は６月３日、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、別海・角川経常共同企業体、島影建設株式会社の４者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、７，１００千円、最低入札価格は、７，０３０千円で、最低入札者であります本案の別海・角川経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から１２月１０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の５６ページをお開きください。

工事の場所は、西春別駅前市街から標茶町虹別市街へ向かう国道２４３号線と並行する図面左下の計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す４８０メートルの改良工事及び６４０メートルの舗装工事を車道幅員４．０メートルで行うものです。

資料５７ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第４８号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１８ 議案第４９号

○議長（西原 浩君） 日程第１８ 議案第４９号工事請負契約の締結について、大成

5 3 線地区農道改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第49号の内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、大成53線地区農道改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、6,267万8,000円。うち消費税及び地方消費税額569万8,000円。

4、契約の相手方、角川・山下経常共同企業体、経常企業体構成員、代表者、野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1、角川建設株式会社、代表取締役角川義捷。野付郡別海町別海宮舞町101番地、山下建設株式会社、代表取締役社長山下毅。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月13日から5月7日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月3日、寺井建設株式会社、株式会社別海、角川・山下経常共同企業体、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,714万円、最低入札価格は5,698万円で、最低入札者であります本案の角川・山下経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の1月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の58ページをお開きください。

工事の場所は、図面中央、道道大成西春別線と交差する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す314.28メートルの改良工事及び381.54メートルの舗装工事を車道幅員4.0メートルで行うものです。

資料59ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 19 議案第 50 号

○議長（西原 浩君） 日程第 19 議案第 50 号工事請負契約の締結について、町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 50 号の内容説明をいたします。

議案の 23 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,109 万 5,000 円。うち消費税及び地方消費税額 464 万 5,000 円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町 5 番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4 月 13 日から 5 月 7 日までの休日を除く 15 日間。

応募者数は 4 者で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は 6 月 3 日、三友舗道株式会社・株式会社さんわ・丸建道路株式会社札幌支店・高玉建設工業株式会社の 4 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 4,700 万円、最低入札価格は 4,645 万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の 10 月 20 日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の 60 ページをお開きください。

工事の場所は、図面下側の道道西春別停車場線に接する部分、及び図面中央の道道大成西春別線と交差する部分を合わせた計画路線中、赤色の実線で表示した二つの区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す 2 区間合わせて 682 メートルの舗装修繕工事を車道幅員 5.5 メートルで行うものです。

資料 61 ページには、本工事に係る土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 50 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 50 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第51号

○議長(西原 浩君) 日程第20 議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

議案第51号の内容説明をいたします。

議案書の24ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回総合整備計画を策定するのは、令和2年度で5年間の計画期間が終了した、奥行辺地です。

25ページにお進みください。

奥行辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は125人、面積は62.5平方キロメートル。

1の辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町奥行。

地域の中心の位置は、野付郡別海町奥行16番地22。

辺地度点数は、191点です。

2、整備を必要とする事情は、産業農林道について、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

施設名は、産業農林道、奥行西地区農道整備事業。

事業主体は北海道、事業費4億6,000万円、財源内訳は、特定財源が3億5,650万円、一般財源が1億350万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億330万円です。

以上で、議案第51号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 5 2 号

○議長（西原 浩君） 日程第 2 1 議案第 5 2 号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第 5 2 号の内容説明をいたします。

議案書の 2 6 ページをお開きください。

本工事につきましては、日本下水道事業団に委託することにより実施するものでありますが、基本協定の締結に当たっては、協定額が 5,000 万円を超えることから、工事の請負契約に準じ、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、協定の目的、別海町特定環境保全公共下水道の整備。

2、協定の方法、随意契約。

3、協定限度額、1 億 4,800 万円。うち消費税及び地方消費税額 1,345 万 4,545 円。

4、協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号、日本下水道事業団、理事長 森岡泰裕。

現在、5 月 1 9 日付けで仮協定を締結しているところでございます。

委託内容につきましては、設計書の作成から発注、精算報告までの事務の全部でございます。

なお、本工事の完成期限は、令和 5 年 3 月 3 1 日までを予定としております。

工事の概要につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の 6 2 ページをお開きください。

工事概要ですが、事業名は特定環境保全公共下水道事業。

施工年度は、令和 3 年度から令和 4 年度までの 2 カ年となります。

工事内容は、別海町終末処理場電気設備の改築更新で令和 3 年度は機器製作、令和 4 年度は機器製作及び据えつけ。

工事種目は自家発電設備、受変電設備。

この設備は、令和 2 年度に策定した別海町特定環境保全公共下水道再構築基本設計ストックマネジメント全体計画に基づき、今回の更新対象の別海終末処理場、自家発電設備、受変電設備につきましては、前回設置から 30 年以上経過しており、改築更新が必要なることから行うもので、工事費は、令和 3 年度 4,600 万円のうち国費が 2,530 万円。

令和 4 年度 1 億 200 万円のうち、国費が 5,610 万円。

合計で 1 億 4,800 万円のうち、国費が 8,140 万円となるものです。

資料 6 3 ページは、今回対象施設の位置図となります。

以上で、議案第 5 2 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 5 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第２２ 報告第４号

○議長(西原 浩君) 日程第２２ 報告第４号令和２年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

報告第４号の内容説明をいたします。

議案の２７ページをお開きください。

本件につきましては、令和２年度別海町一般会計補正予算(第９号)及び(第１１号)で設定した繰越明許費について、その全額または一部を令和３年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により議会に報告するものです。

２８ページにお進みください。

令和２年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和２年度別海町一般会計補正予算(第９号)及び(第１１号)で設定しました金額欄の金額に対し、全額または一部について、令和３年度へ繰越した額を翌年度繰越額欄に記載しています。また、その財源内訳につきましては、未収入の特定財源及び一般財源となります。

まず、２款総務費、１項、総務管理費は１０件で、そのうち９件が新型コロナウイルス感染症対策事業で、１件が光ファイバ整備事業となっています。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業のキャッシュレス化推進事業は、感染症拡大防止策として推奨されるキャッシュレス決済方式について、主要な税外の使用料等について実施できるよう、システム改修を行うもので、繰越額は２３０万２,０００円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業の庁内無線ＬＡＮ環境構築事業は、３密を回避する職場環境の構築等を目的に、庁舎内に業務専用の無線ＬＡＮ環境の構築やモバイル端末等を導入するもので、繰越額は４,１９５万９,０００円。財源内訳は、国庫支出金が３,７６４万７,０００円、一般財源が４３１万２,０００円です。

同事業の医療従事者等ＰＣＲ検査事業は、医療従事者等のＰＣＲ検査を実施するための経費で、繰越額は４,７０５万２,０００円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業の西春別ケアセンター整備事業は、同施設に感染症対策として換気機能付き厨房用エアコンを設置するもので、繰越額は２１０万円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業のし尿処理手数料管理システム整備事業は、感染症拡大防止のため収集業者と利

用者間で行われている証紙の直接受け渡しによる支払い方法から、納付書による方法へ移行するためのシステム導入費で、繰越額は655万8,000円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業の農漁村加工体験施設整備事業と、次の酪農工場乳加工体験施設整備事業は、いずれも施設の空調設備を改修するもので、繰越額は農漁村加工体験施設整備事業が2,330万円、酪農工場乳加工体験施設整備事業が950万円、財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業の地域中小企業感染対策支援事業は、飲食業や宿泊業等の事業者に対し、店内環境整備のための感染対策用備品等の購入を支援するもので、繰越額は900万円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

同事業の小中学校等対策経費は、小中学校の感染対策用備品などを購入するほか、教職員の研修旅費に係る経費で、繰越額は1,320万円、財源内訳は、国庫支出金が660万円、道支出金が660万円です。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業9件の合計では、繰越額は1億5,497万1,000円。財源内訳は、国庫支出金が1億4,405万9,000円、道支出金が660万円、一般財源が431万2,000円です。

次に、光ファイバ整備事業は、町内全域の光回線整備工事に係るもので、繰越額は28億9,190万円。財源内訳は、国庫支出金が20億9,995万円、道支出金が406万円、町債が7億8,780万円、一般財源が9万円です。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、現在、本町でも進められている国のワクチン接種事業に係る経費で、繰越額は9,047万1,000円。財源内訳は、全額が国庫支出金です。

次に、6款農林水産業費は次ページにわたり4件で、1項農業費、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴う各畜産クラスター協議会への間接補助で、繰越額は8億317万7,000円。財源内訳は、全額が道支出金です。

29ページへお進みください。

2項広域農業対策費、農業水路等長寿命化事業は、一般会計で実施する別海、泉川、西春別浄水場の薬品注入設備を更新する事業で、繰越額は3,835万7,000円。財源内訳は、国庫支出金が1,643万4,000円、その他として水道事業会計からの負担金2,192万3,000円です。

4項水産業費は2件で、道営水産基盤整備事業は、北海道が実施する尾岱沼漁港整備の負担金事業で、繰越額は2,300万円。財源内訳は町債が2,290万円、一般財源が10万円、次の農林漁業振興奨励事業は、別海漁協が実施する非常用電源施設設置に係る北海道からの間接補助事業で、北海道の事業費繰越に伴い繰り越しするもので、繰越額は365万円。財源内訳は、全額が道支出金です。

次に、8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業は、イーストタウン寿団地1号棟改修工事関連経費で、繰越額は1億2,264万1,000円。財源内訳は、国庫支出金が3,295万7,000円、町債が8,860万円、一般財源が108万4,000円です。

次に、10款教育費、5項社会教育費、生涯学習センター公衆無線LAN整備事業は、建設中の生涯学習センター内の公衆無線LANを整備するもので、繰越額は948万2,000円。財源内訳は、国庫支出金が602万8,000円、町債が250万円、一般財源が95万4,000円です。

次に、13款給与費、1項給与費は2件で、職員経費と、次の会計年度任用職員経費はいずれも、現在、本町でも進められている国のワクチン接種事業に係る人件費で、職員経費は繰越額が750万円、会計年度任用職員経費は繰越額が244万7,000円。財源内訳は、いずれも全額が国庫支出金です。

繰越明許費に係る事業は全19事業で、合計の欄になりますが金額41億4,931万6,000円の設定に対し、翌年度繰越額合計は41億4,759万6,000円です。未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が23億9,984万6,000円、道支出金が8億1,748万7,000円、町債が9億180万円、その他水道事業会計からの負担金が2,192万3,000円、一般財源が654万円です。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

◎日程第23 報告第5号

○議長（西原 浩君） 日程第23 報告第5号令和2年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

報告第5号の内容説明をいたします。

議案の30ページになります。

本件につきましては、令和2年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）で設定しました繰越明許費について、その全部を令和3年度に繰り越しとする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

31ページへお進みください。

下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で設定した金額欄の金額に対し、繰り越す金額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳については、未収入特定財源及び一般財源となります。

3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、農業集落排水事業は、中春別地区排水処理施設の執行残による追加工事において、中春別地区排水処理施設のブロアーやポンプ等の機械設備更新について、年度内の事業完了が困難であったことから繰り越すものであり、翌年度繰越額は2,492万円。

財源内訳につきましては、国庫支出金が1,246万円、町債が1,240万円、一般財源が6万円となります。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

◎日程第24 報告第6号

○議長（西原 浩君） 日程第24 報告第6号令和2年度別海町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第6号の内容説明をいたします。

議案の32ページをお開きください。

本件につきましては、令和2年度水道事業会計予算における建設改良費の一部について、令和3年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

33ページにお進みください。

水道事業会計予算繰越計算書で、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は農業水路等長寿命化事業負担金で、2,714万2,000円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は2,192万3,000円となります。

財源内訳は、企業債が2,190万円、残りの2万3,000円が当年度損益勘定留保資金です。

なお、不用額は、748円です。

繰り越しの理由につきましては、町の一般会計が行う農業水路等長寿命化事業の一部が繰り越しとなったことによるものです。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第25 報告第7号

○議長（西原 浩君） 日程第25 報告第7号専決処分の報告について、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第7号の内容説明をいたします。

議案の34ページをお開きください。

報告第7号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月7日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年9月18日議案第78号により議決を経て締結した、中春別東町土砂災害警戒

区域対策工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「72,050,000円（内消費税及び地方消費税額6,550,000円）」を「74,162,000円（内消費税及び地方消費税額6,742,000円）」に改める。

現地調査の結果、腐食したまくら木が確認され、それを運搬、処分する費用を追加したこと、また、工事に当たり、撤去した用地境界杭を、完了後、復元する費用を追加したことにより、積算の結果、211万2,000円の増額となったものです。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員